

令和6年度岐阜県環境影響評価審査会（第1回） 議事録（要約）

- 1 日時：令和6年9月19日（木） 14時00分～16時50分
- 2 場所：岐阜県庁 3階 301会議室
- 3 議題：六厩クリーンセンター最終処分場整備事業（仮称）に係る環境影響評価方法書について
- 4 出席者：浅野委員、伊藤（健吾）委員、伊藤（恭博）委員、奥村委員、香川委員、神谷委員、佐野委員、高井委員、竹中委員、中西委員、中村委員、林委員、肥後委員、廣岡委員、廣田委員、虫賀委員、山口委員、吉永委員、沢田専門調査員
事業者11名、関係市担当者3名、県関係課等担当者18名、事務局7名、傍聴者13名
- 5 議事：事務局から環境影響評価手続きについて説明
事業者から六厩クリーンセンター最終処分場整備事業（仮称）に係る環境影響評価方法書について説明後、質疑応答を実施
事業者から六厩クリーンセンター最終処分場整備事業（仮称）に係る環境影響評価方法書に係る委員意見以外に審議いただきたい事項について説明後、質疑応答を実施

<事務局による説明>

資料1、2、3に基づき説明。

<事業者による説明>

資料4、5に基づき説明。

【会長】

スライド8の4ページのモニタリングの話がありましたのでここで確認します。モニタリング井戸について、上下流で観測する基本的、一般的な対応だと思えますが、上下流として決めた根拠と、モニタリングするという事に対して井戸の構造、ストレーナーも含めてどの層の地下水を観測しようとしているのか、基本的には表層に砂礫層があって、その下に岩盤があるといった構造だと思えますが、モニタリングの対象とする地下水はどの深度を観測しようとしているのかということと、この上下流で観測できるのか、バックグラウンドが上流だと思えますが下流がこの1点で十分であるのか、この辺りについて何か現時点で考えがあれば教えてください。

【事業者】

当然廃棄物を埋め立てるわけですから、その上流側は廃棄物の無い場所ですので、通常流れてくる水のモニタリングになります。下流側については、廃棄物が処理されておりますので、その数字の変化を確認するために2つのモニタリング井戸を設けています。

【会長】

岩盤層の透水性がどれくらいかについてはこれからの話だと思えますが、モニタリング井戸の機能について、あらかじめある程度の見込みがあって、このような配置で考えているという理解でよいですか。

【事業者】

はい。

【会長】

それから途中で、他の事業を参考にして評価をするとのコメントがいくつもありました。他の事業というのは何を指すのか説明してください。

【事業者】

過去の事業事例ということです。

【会長】

具体的にどういった場所のどのような事業を対象としようとしているのか聞いています。六厩という地域は色々な地域特性がある中で、他の事業が何を指すのかにより参考の仕方が変わると思います。この点について今の考えを教えてください。

【事業者】

弊社にとって初めての最終処分場計画となります。環境アセスを計画するにあたり、標高や地形・地盤等の問題があり、過去に行われた最終処分場の環境アセスを参考にしています。

【会長】

お尋ねしているのは、他の事業を具体的に述べてくださいということです。

【事業者】

過去の事業事例ということです。

【会長】

過去ではなくて、どの地域で実際にされた事業であるかなど、先ほども申し上げましたが六厩という地区は色々な特性を持っているので、それに対して他地域のどのような情報が参考となると考えられるのか。そういったことが無いので、他の事業というのは非常に気になりまして、その辺りを明確にしたほうがよいのではないのでしょうかということです。

【委員】

私から資料5の6ページにあります23番の質問をさせていただきました。

私が洪水調整地の役割を少し勘違いしていたこともありまして、もう1回確認をさせていただきます。

スライドで説明していただいた資料4の7ページ目のところを見ますと、浸出水が一旦洪水調整地、下流の調整地に大雨が降ってしまった時に、処理施設のキャパを超えてしまった時のために調整池がバッファーになるものであると少し勘違いして理解しておりました。

こちらの資料を見ると、バッファーは何もなく、全てがダイレクトに処理施設に入っ、その場で処理しないと想定以上の雨水による浸出水が出てきた時には処理できないのではないかという、かえってこちらの方が危険なのではないかと思ったのですが、どういう水処理施設のキャパシティの想定をされているのかということと、特に温暖化、気候変動によって長期間に大量の豪雨が降り続けるということが昨今、この3年程度よく起こっておりますので、そういったこれから先、激甚化する降雨への対策という意味でも教えてください。

【事業者】

すみません、少し専門的な話になりますので、専門の方にご説明いただいてもよろしいでしょうか。

【事業関係者】

今のご指摘いただいた調整槽の話ですが、この絵で見ますと、確かに防災調整池が下流にあります。

これは浸出水が直接入ってくる水系ではなく上流側に水処理施設がございます。この水処理施設の地下には約2万トンの浸出水調整槽、要するに処分場から出てくる浸出水を貯める水槽があります。その水槽の水を汲み上げて1日最大600トンの水の処理をして下流側に放流するという構造になっていますので、まずその2万トンで良いのか、悪いのかという議論になってくるのだらうと思います。

それと、近年の豪雨の量も、それもある程度は考えております。ただ、それを想定して、なおかつそれ以上のものが降った場合には役に立たないのではないかというのは、おっしゃる通りです。その場合は、もう最終手段として最終処分場の中に水を貯めるというふうに、避難措置をとります。これは、廃掃法上ではあまり好ましくないことなのですが、緊急、やむを得ない時にはゲートを閉めて、浸出水を処分場の廃棄物層の中に一時的に貯留してカバーするというような構造になってきます。廃棄物層の中には空隙率が約30パーセント程度ありますので、かなりの水を貯水することができます。

また、今の産業廃棄物の処分場の運営方法として、そのように全国的な処分場では運営がされておりまして、天気が回復して浸出水調整槽の水位が下がってきたときには、徐々に処分場の方から水を引き出して処理するという維持管理をやっていくことになると思います。

【委員】

わかりました。

【委員】

資料5の5ページに私からの質問があります。まず、最初の質問で、そもそもなぜここなのと質問したのですが、お答えに少し納得できないですが、ここはそういうことを議論する場ではないのかなと思ってはおりますが、少し「えーっ」といった感じです。

問題は17番のPFASについてですが、現在環境基準が設定されていないからやらないと書いてありますけれども、私が少し調べたところでは、令和2年に環境省から各地方自治体にPFASの健康の観点の確認をするようにという通達が出ていると思いますが、いかがでしょうか。というより、これはもう本当に常識的に環境基準として考えていくという世の中の流れではないかということで、この回答も少しおかしいかなと思います。いかがでしょうか。

【事業者】

環境基準としてはまだ設定されていないと思います。
暫定目標ではございませんでしょうか。

【委員】

言葉が暫定目標だとしても、でもやはり問題になっていて、将来的に環境基準になる可能性があるものはやっておくべきではないでしょうか。

【事業者】

暫定の中であっても、アセスの中では予測評価ができないのではないかというふうに思

っておりますが、少し専門家に今確認します。

【事業関係者】

おっしゃる通り確かに PFAS、有機フッ素化合物について、その辺りいわゆる暫定目標値がございます。それになるようにしたいということにしている、もしかしたら将来的に、アセスをやっている最中かもしれませんが、環境基準に入ってくるかもしれません。ただ今の状況で、PFAS を見るというよりも事業に伴う影響というものを見るのであれば、事後調査というのが、たしか条例アセスで設定されていると思いますので、その辺りでの検討になるのかなというふうには考えております。ただ、準備書を示していく段階で色々またその辺りの議論をしていくのかもしれませんが。

【委員】

他の水質の調査項目にしても、その事業をやる前の今のところは出ないと思いますが。

【事業関係者】

ですから、事業をやる前ではなく、アセスの意味での事後調査です。

【委員】

先ほどの洪水の時の対応として、少し伺いたいのですけれど、非常に雨が多かった場合、その資料のスライド7の洪水調整池にたまらない場合は、下の大きなタンクにたくわえると言われました。それでもダメな場合、上の埋め立てのところに水を貯めると言われましたけれど、そういう例は斜面で行われていることなのですか。平地でやられるということなら分からなくもないのですが、斜面でもそういうようなことがやられているかどうか、少し聞きたいです。

【事業関係者】

今ご指摘があったように、上流側には斜面しかない様に、この縦断図では見えますが、現地盤よりも約7~8メートル深い位置まで掘削はされております。水がたまるポケットがあり、約2万立米ぐらいの空間があります。その中とそれからゴミが溜まっていれば、なおかつゴミの中の空隙に貯まるというふうになります。他の処分場でもそういうことは構造でできているのかというと、これは構造図面を示しながらであればご理解できると思いますが、必ずゴミが、斜面上に露出しているという状況では埋め立てを行いません。必ず下流側には土堰堤があって、必ずポケットの中にゴミが入っていますので、その中で水が溜まることのできるという構造になると思います。

【委員】

ありがとうございます。
それはこの方法書に記載されていますか。

【事業者】

事業計画書の中に構造としては書いてございます。

【委員】

ごめんなさい。事業計画書はいただいていないので、方法書には書いていないですか。

【事業者】

方法書の中には、確か入っていなかったと思います。

【委員】

その辺りは分かる形で、示していただければありがたいです。今の段階だと、本当にしっかりと止められるかどうかというのは、疑問というか分からないという気がいたします。

次に、私から断層のことで伺ったと思うのですが、活断層が非常に通っていて、それこそ A 級活断層が何本も通っている中部地方でも大変危険な場所なのですが、それに対していただいた返答や方法書の中では、数値計算では安全だといような形で答えられているのです。地震というのを見てもみますと、断層がないところでも動くわけで、それに対して、ではどうなのというところの検討というか、そのあたりが少し怖いという気がいたします。この辺りは横ずれセンスの活断層ですので、それで動いた場合はシートなどを含めて亀裂が生じる可能性は十分あると思います。その辺り、まずどうかということです。それから、ここには書かなかったですが、道路について資料 4 のところで、埋立地に沿って山を切って斜面を露出させることになる、あるいは埋め立てて道を造ることになると思いますが、最近よく道路が崩れて流れこんでいくということが起こっています。そのようなことが起こった時に、例えば埋立地にあるものが影響を受けないか、それから、土捨て場や他のところに影響がないか。これが崩れて流れた場合は、下の別荘地に流れこむ可能性は十分にあります。その辺りご検討願います。それから、土砂災害の危険地域にこの地域の下の方が指定され、そこに埋め立て地が計画されているのですが、では上流は安全かといったら決して安全ではないと思います。1800 メートル近く山の高度があるのですが、この沢というのは、基本的には上流まで含めて土石流を生む沢です。そういうところが、大雨が降る、あるいは地震があるとすれば当然崩れて下に流れ込んでいきます。その時に、この施設は大丈夫なのか。極端なことを言えば下にある、別荘地が大丈夫か、その辺りは色々な数値計算をされていると思いますが、やはり心配です。相当壊れる可能性が高いのではないかと思いますのでその辺り検討いただけたらと思います。

もう一つ、これが全部終わった後の話になるのですが、数種類の植物の種子を植えられて、自然の回復をされるということですが本当にそれが可能かどうか。

ここは大変貴重な森林地域だと思いますので、これ戻るのにそれこそ 100 年 200 年かかるところだと思います。それを 30 年ぐらいの規模で工事されてということですが、申し訳ない言い方しますが、そこまで面倒みられるのでしょうかということが非常に疑問です。事業の継続性というか、一度壊れた自然というのは、なかなか戻すことが難しいような気がするので、非常に空気の良いところにこういうものができるということに違和感があります。

【事業者】

ご指摘のことにつきましては、これから調査も含めまして十分に注意しながら、また準備書の方で説明させていただきたいと思います。

【会長】

何か今の現時点での考え方はないのでしょうか。

準備書でという回答になると、この場での審議が難しくなるところがあるのですが、今の事業者としての見解をお示しいただけるとよいのですが。

【事業者】

計画する上で地震についてですが、当然、断層が通っているということは最初から理解しており、それについての対策、強度も含めた設計を当初からしようということで行っております。ですから、それについての再度の検討はしていきたいと思っております。

それから、道路あるいは土捨て場、覆土の仮置き場についても、当然皆様ご心配されるように、熱海の土砂崩れの問題もあり、当然、我々も当時の映像が頭にありますので、そ

の辺りも下流側の別荘地に絶対に影響ないようにという計算をする、あるいは施設構造と
するようなことは当初から考えた中で計画しております。

それから、樹木については、埋立てが終わった後は約 20 年近く期間があり、40 数年間の
管理、我々が埋め立て、維持管理も含めてやっていくわけですが、その事業が当然終わ
るわけですけれども、そこはそれで終わったということではなくて、まだこれからの話で
はありますが、他の委員がおっしゃっていたように、人との触れ合いの場ということで、
色々なこともこれから検討できるのではないだろうかと思っています。ですから、そこで
終わりということではなく、将来にわたってみていくということになると思っています。

【専門調査員】

今のことに関連しまして、最後の完成まで 26 年かかるってということで、この資料の斜
面の安定性の話によると、安定計算及び弾塑性理論を基本とした数値解析により予測する
と書いてあるのですが、もちろんその通りにしていただいて結構ですが、よくある話とし
て、例えば、最終的にこの形状になったところで安定計算をして、だから崩れないですと
いった話があります。ところがこれは 26 年かけて、土捨て場を使って、仮置き場を使っ
て埋立てしてというのをやり取りするわけです。その間のどの時点でも必ず安定かどうか
っていうところをどうやって担保するかというのはすごく難しいので、そのあたりを丁寧
に計画して準備してください。

特に廃棄物なので、一律で土みたいにシー、ファイをなんとなく理解できるような話で
はなく、廃棄物のシー、ファイとはなんだろうというのは、一応基準書に書いてある範
囲がありますが、では 26 年間の間に何か変わっていく部分があるかないかとか、そうい
うことも含めて、順番に積み重なって移動してという話のところで、その都度、安定計算
をやって安全が確保できるという工事を担保していただきたいというふうに思います。

その途中段階でもやはり水の流れとかも変わると思いますので、そういうところも気をつ
けて準備していただければと思います。

【事業関係者】

貴重なご意見ありがとうございました。ここの処分場については、第一期工事、第二期
工事、第三期工事と、三段階に分かれて造成し、埋立てし続けていくわけですが、その都
度、最終処分場の安定計算は、まず空の状態での安定、それからゴミがある程度半分ぐら
い入った時の安定、それから、全部積みあがった時の安定ということすべて、その度の
廃棄物処分場としては、計算はさせていただいています。その廃棄物最終処分場の中のゴ
ミ質、土質という言葉と比較するとゴミ質とっていいのか、土質係数に近いものとして
ゴミ質係数というのがあるわけですが、一般的に本で出されていますが、我々は少なくと
も今までの 20 箇所、30 箇所の処分場を作ってきて、埋め立てを行ってきた中で、土質試
験というものでシー、ファイ、ガンマというものは研究してきております。そういうもの
も採用させていただいて、計算をしているのが実態です。これは埋め立てが終わった時が
終了ではなくて、埋め立てが終わって中が安定化する時までは、維持管理をしなければい
けないというのは、廃掃法上での最終処分場です。

そうしますと埋め立てが終わってからも、平均すると 18 年と言われていますが、全国
的な例ですと 18 年もあれば、50 年かかっていることもあります。そういうところを踏ま
えて維持管理を事業者の義務としてそれをやっていきます。その後どうなるのかという
維持管理していなくてよくなった時には水処理施設は撤去して、もう水も処理しなくな
ります。そうなった時の後どうなるのかということになりますと、法律的に跡地指定がな
されて、最終処分場の跡地ということで、中に立ち入ることはできますが、掘ることもで
きなれば上に工作物を作ることも困難な状況に法的に縛られていきます。そういう中
で、その時でもアルトの土地ですので、維持管理は土地所有者としての責任はずっと続い

ていくというものであります。そういうことを理解した中での計画だということを、私が言うのもなんですが、アルトの言葉として、代理として伝えさせていただきました。

【専門調査員】

段階をできるだけ小刻みに取り組んでいただければと思います。

それから他の委員がおっしゃったように、運搬用の道路は、沢を跨いで埋めたり切ったりしているわけなので、そういうところが今の極端豪雨に対して非常に脆弱になりますので、特に盛土は盛ったすぐ後が弱いので、さらに言うと、極端豪雨に対して今の基準の排水施設だともしかして容量が足りないなんてこともありますので、そういうところもぜひ綿密に計画にしてください。以上です。

【事業者】

ありがとうございます。承知いたしました。

【委員】

長期的な視点というところで、一言言いたいのですが、この産廃処分場は、今までと同じような産廃が出てくるっていうイメージで作られていると思うのですが、今日本は2050年までにカーボンニュートラルなど、全ての廃棄物を減らしていくっていう方向に環境省が動いていると思います。2022年頃にそういう通達も出ていると思います。ここから出てくるような、例えば最終処分場の寿命が16.6年とあるが、最新のデータだと20年を超えています、というふうに産廃に対する国の施策も変わってくると期待しているので、そういうのに合わせて、いろいろ対策・対応した処理施設にしていきたいと思います。

【事業者】

私たちもとにかく安全で安心していただいて、地域の方にちょっと寄っていただけるぐらいのそういう施設と言いますか、最新のものにしていきたいなというふうに考えております。

【委員】

野鳥の関係で特に質問させていただいた関係で、調査の方で話させていただいていたのですが、特にクマタカが絶滅危惧種でありますけれども、岐阜県でもかなり少なくなっているブッポウソウ、このような、鳥類の繁殖が確認された場合、どのような対応される予定でしょうか。

繁殖にいたらなくてもすぐ近くで生息している可能性がございますので、そこら辺の対応の仕方をお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【事業者】

すみません。

よく聞こえませんでした。もう一度お願いできないでしょうか。

【委員】

鳥類で、クマタカが絶滅危惧種として指定されております。

そして、こちらの方で示させていただきましたミゾゴイ、これは日本でしか繁殖していない鳥類ですが、こういった貴重な種類の鳥類の生息、特に繁殖が確認された場合はどのように対応される予定でしょうか。ブッポウソウにいたっては岐阜県では1つがいしか、今年度は確認されておりませんが、このような鳥類が調査で確認された場合の対応の方法について確認させていただきたいと思います。

【事業者】

今のご意見はミゾゴイとクマタカが発見された時の対応ということによろしいでしょうか。

【委員】

特にクマタカなどは、縄張りはかなり広い範囲を取るわけですが、繁殖に至っては2年越しで繁殖をするという非常に繁殖にデリケートな鳥です。

それとミゾゴイに至っては、おそらく世界で日本でしか繁殖していないと言われている鳥で、全日本の個体数は1000羽を下回るのではないかとされているわけですが、このような鳥類の生息が確認された場合の対応について、どのようなことを考えておいででしょうか。

【事業関係者】

ご指摘の鳥類について、クマタカとミゾゴイについては環境省で出している個々の手引きがございまして、調査もクマタカについてはそれに沿って調査を実施いたします。

仮にクマタカが生息してご指摘のように繁殖しているということになれば、手引きに沿って調査結果を解析して、必要があれば保全対策を考えるというふうになります。

ミゾゴイについても具体的な調査の手法が環境省から出されておりますので、それに沿って調査を進めます。

ブッポウソウについては具体的な指針というものが私どもは把握していないので、もしいた場合には他の事例を参考に必要な対策を考えることになるのではないかと思います。

【委員】

例えば繁殖の代わりになるような場所というのは確保できるとは少し考えにくいのですが、その辺のところ対応策について、またまとめさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【事業者】

聞き取りにくかったのですが、もし巣があった場合の代替巣などの手段がどうかということによろしいでしょうか。

【委員】

繁殖とか生息が確認された場合の対応の仕方ですね。

それについてもお答えいただきたいと思います。

【事業関係者】

具体的に、一番指針が定まっているクマタカについてのお話ですが、調査をして結果をみられたデータを解析して、環境省が出している保護の進め方に沿って、行動圏解析というものを行います。

その結果、事業予定地とクマタカの巣の距離というものを検討して、仮に近ければ必要な保全対策をすることになりますし、十分な距離があれば、保全対策がそれほど必要でないことになる結果にもなるかもしれませんが、それは調査してみないとわからないということで、調査結果をもとに解析を行って、指針に沿って検討するということになります。

【委員】

例えば、猛禽類の繁殖期間があるわけですが、特に子育てをしているシーズンの場合で、特にまだ巣立ち前の雛がいる場合、工事を一時止られるというようなことも考えられるわけですが、いかがでしょうか。

【事業関係者】

得られた解析結果次第だというふうに考えています。距離ですとか、巢の位置の場所が分かった段階でどの程度離れているかなど、指針に沿った解析をして、必要があればおっしゃるような保全対策を検討する必要があるのかなど、現時点ではそうしますとは、結果がまだ得られていないので、お伝えすることはできないと思います。

【委員】

そうしましたら、調査をしっかり進めていただきまして、確認された時点ですぐに対応方法を協議していただきたいと思います。

【委員】

環境影響評価の水質のところ、工作物等の存在を選定しないというバツを付けない方がいいのではないかとということに、検討していただけるとのことでありありがとうございます。

バツを付けない方がいいのではないかとという理由は、他の皆様がおっしゃっていますが、長期なスパンで考えた時に、この地域が雪深いところですので、雪深いということは、今は酸性雨なのですが、雪が積もれば積もるほど、その下側の酸性度は上がります。そうするとその酸性はどうなるかということ、森の地表面で中和能を発揮して、なんとかやっていくというのが生態系であるわけですが、削り取ってしまうと、その中和能がなくなってしまう。そうなった時に最終的に長期のスパンで中和できていくのかどうか、その時に、地表面の鉱物とか塩基性なもので中和していくという貯金を使い果たした場合は、そこに木が生えなくなってしまうことも最悪起こりうるのではないかと懸念があります。

雪深いところで産廃処理施設という事例があるのか。その後緑化はどうなったのか、その緑化に時間がかかるとか、中和が出来なくなった時には、鉱物のイオンが流れ出てくるので、そういうのもどこまで長いスパンで想定しているのかというのを聞かせていただきたいと思います。

【事業者】

まず、雪の関係でございますけれども、当然、日本に管理型最終処分場は環境省のデータによると615箇所あります。東北にもありますし、私たちも見学に行ってきましたし、当然、北海道にもあります。

積雪時の維持管理につきましても、維持管理計画書の中でお示しさせていただいておりまして、積雪の最終処分という意味での対応については多分、問題なくやれるということを示しています。

いろんな鉱物を流れて出てくることについては、廃棄物の中に降った雨、あるいは廃棄物そのものにも雨が降るわけですし、それを水処理施設で処理して川に流す。もう一つは最終処分場が26年間に渡って処分していくわけですが、処分場を削り取った土を仮置きしておいて、それを最終的には50センチメートルくらいの覆土をしていきます。その中で、委員のおっしゃったような、私はわからないのですが、覆土をしていった中で、何か空気中に出ていくという、私自身は想定していないのですがそういうことがあるのでしょうか。

【委員】

空気中に出ていくのではなくて、一度木を切り取って、削り取ってしまった地表面に降った雨、積もった雪が中に染み込んだ時の影響です。

ですから、産廃のゴミにたまるものとは別で、地表面を削り取ってしまったら、酸性雨や酸性雪の影響が、皮膚バリアみたいなものですが、その皮膚バリアがなくなるっていう

ふう理解して、産廃のゴミのあるところじゃないところからも出るようになります。

この工作物の存在を環境影響評価の項目から外している理由は排水がないからというふうにおっしゃっているのですが、排水がないからじゃなくて、降った雨が削り取ったところに対する影響というのも考えていただくのがいいのではないかと考えております。長いスパンでみて、影響が周りに出てしまった時に、もう何も手だてがなくなってしまうことは回避しなければならないと思います。ゴミの部分だけではなくて、皮膚バリアをなくしてしまうということを考慮いただけたらなということです。

【事業関係者】

貴重なご意見ありがとうございます。

我々も今やろうとしているものは最終処分場については、先ほど回答したように、ゴミを置いた後は、最終覆土と言って一定の厚みの土を戻して、自然の状況に戻していこうということはもちろん当然のことです。

それ以外の法面、斜面で削り取ったところについては、今ご指摘いただいて、私も考えたのですが、例えばそういうものに吹き付け土壌を付けて植生をしておくとかいうことで対応はできないでしょうか。できるのだとしたら、我々もそれに協力させていただきたいと思います。

【委員】

ぜひ東北や北海道の事例、そういうものを参考に、影響のないような方法を検討していただけたらなと思います。

<事務局による説明>
資料6に基づき説明。

【委員】

搬入されるものは正直色々なものであるということですか。
それはどの地域で出されたものですか。

【事業者】

主には岐阜県です。

それから我々、富山県で中間処理会社をやっておりますので、富山県からも本社で中間処理されたものが搬入されます。

あとは中京圏ですとか、関東圏もあると思いますが、それはこれから、まだどの地域からどれぐらいのはっきり分かりませんが、中心としては岐阜県の管理型に埋め立てるものを想定しております。

【委員】

それはトラックに運んで、道を通って埋め立て地に投げ入れて、その後、工事で出た土を被せるのか、それともそのまま置いていく形になるのか、そのあたりの埋め立ての手順を教えていただきたいと思います。

【事業者】

産業廃棄物の排出者がいまして、そこと契約するというわけですがけれども、流れからお話しますと、どのようなものをどれぐらいの量を、六厩へ搬入するかということ、事前に聞かせていただいた中で契約を、そのお話いただいた時に分析調査をいたします。

調査をした中で安全だと確認されたものを埋め立てるということになります。なおかつ排出者と我々の間にはマニフェストと呼ばれる国で定められた20品目のどんな内容のも

の、品目を埋め立てるかというものがございまして、それをやり取りしながら搬入を受け入れるということになります。

トラックがやってきまして、道路を通過して最終処分場に行きますと当然、マニフェストに書かれたもの、あるいは契約書に書かれたものと同じ品目のものが、積載されているかどうかという確認をします。そこで展開検査をします、トラックから降ろした後、その中で品目が正しければ埋め立てるということになります。それを埋め立てた後は覆土を用意しておりますので、覆土を15センチメートル被せる必要がある場合は被せるということになります。悪臭ですとか、それから色々なカラスなどの対策もするために日々被せていくということになります。被せる必要のない安定した品目については被せないということになります。そういうことを毎日繰り返していくということになります。

【会長】

一点確認をだけをしておきたいのですが、本日は対象が埋め立て地以外にも、道路、仮置き場、それから土捨て場、こういった事業区域にあるものすべてが対象となっておりますので、その点を注意いただきながら、ご意見いただければと思います。

【委員】

私は生態系の担当ですけれども、動植物とかにはいろいろ対策とか考えていただいているのですが、地元住民の方も大きなステークホルダーになりますが、それに対する配慮というのがやはり少し不足しているのではないかなという気がしました。

受益者ではない地元の方ってというのは、今お話伺っていても、他所からゴミを持ってくるってということで、地元の人からすれば何でここなのだという、当然それは思われるわけです。ですから、そこは感情論にならないように、色々な対策とかを説明しながら、説明していくしかないと思うのですが、やはりもっとちゃんとしたインセンティブというような形、触れ合いの場と絡んでくるのかもしれないですが、何かそういう地元の人たちのインセンティブというのをもう少し明確にその計画に盛り込んでいくというようなことが必要ではないかなという気がしました。

【事業者】

まず、当然雇用につきましては富山から来る人もいるとは思いますが、地元の方を優先にして雇用していきたいと思っております。

インセンティブというのは、そういうような方向性のものというふうに考えてよろしいでしょうか。

【委員】

やはりこれができることによって地元は負荷がかかるわけですので、何か、それを納得させるような代替できるようなもの、対象がどこまでかとかいうのは難しいですし、そんな簡単にできるものではないと思うのですが、何かそういう地元への配慮というのをもう少し明文化した方がいいという、そういうことです。

【事業者】

当然地元の方とも、お話する場を持っていきたいと思っておりますし、地域の方も含めてです。

我々が、何ができるかっていうのは、やはりこれから検討していかないといけないとは思いますが、今委員がおっしゃったように、地元の方の集まれる場所といえいいのか、それとも何をすればいいかというものをご意見いただきながら対応していきたいと思っております。

【委員】

今の回答はショックだったのですが、地元の方に何かインセンティブがないから、じゃあ雇用っていう所で働いてもらうっていうお考えだと、少し住民の方とすれ違いが起きてしまうのではないかなというのを懸念します。その理由は、やはり地元の住民の方はその土地を愛しておられるわけですから、その自然であったり、そういうところをいかに大切に思っているのかっていうところを示していかないといけないのではないかと思うわけです。そこで、「じゃあ働いていいよ」とか、そういうことであると平行線になってしまうかなと思って、是非自然を皆さんがこの土地を愛しておられるという気持ちを汲んでいただけたらなっていうのは切に願います。

【事業者】

ご意見ありがとうございます。私たちも自然はやはり好きですから、そういう気持ちで取り組んでいきたいと思えます。

【事業関係者】

貴重なご意見ありがとうございます。我々もその辺は設計者として、管理棟を非常に地域に根ざしたような形のを計画しておりまして、その中にギャラリーと、それから皆さんが来ていただけるようなスペースを設けるような計画を今はしております。ただ、許可をいただかなければ、そういうものも作れないですけれども、そういうコミュニティを考慮した管理棟を今は構想として入れております。

【会長】

事業者の方に、先ほどの資料6に関して、方法書をいろいろこう読ませていただく中で、やはり地域特性というところがしっかり把握できてないような印象を持ちました。例えばその六厘の地域において、例えば地盤、気象条件、それは実際どうであるか、短期的豪雨はどういう経験をしているかとか、その月単位ではなくて、もう少し細かくこの地域はどういった豪雨というか、外力が作用するのかどうか。あとはやはり寒冷地と言いつつも、凍結・凍上の問題がどういうふうにあるのか、実際に今ここで抱えている気象、地形など、どういう自然環境の中でどういう問題・特性があるかと、そこに対して今回、この処分場が来ることによって、どういうことか環境が変わっていくのか、そういったところの基本的なところがまだまだ整理されてないというような印象を持ちましたので、その辺りをしっかり考えていただきたいです。それから、もう一つ申し上げたいのは、そのリスクの問題として、もちろんマニュアル的に色々考えられているのは理解できるのですが、その想定外という言葉あまり使いたくはないのですが、例えば遮水工は本当に機能するかどうかというのとは完全ではないというのがあるかと思えます。ただ、それに従ってやらざるを得ない、そこに対して技術者として考えるならば、遮水工がもし機能しなかった場合に、その次の手というのとはあらかじめ考えていくというのは今回の問題ではないかなと思えます。遮水工しているから安心してくださいという考え方はあるのですが、そこに対するリスクはどの程度あるかを明確にして、こういった境界条件の下ではこういったことが起こりうるので、それに対して次の手として、こういったことを対策として示していく、あるいはもうすでにそういった対策を合わせて検討していく、だからそういった全体のいろんなリスクはある中に対して事業者として普通にやるのではなくて、さらにそこにもう一つ手間をかけるという、そういった考え方をするっていうのは、まず住民に対して説明するものではないだろうかと思います。すみません、事業者の方に見解をまずお願いします。それも少し気になっていまして、事業者の方の今日の審査会に臨む姿勢っていうのが私気になっています。事業者の方と我々は対話をしたい。いいですか。だからその色々委託先に対して助けを求めるのもいいのですが、事業者の言葉で話をしてください。

【事業者】

リスクということでございますけれども、事業計画を策定するにあたって、今、遮水シートの問題ですとか、それからここに書かれております、受け入れを想定していない廃棄物ですとか、その辺りについてはこうなったらどうなるかということは考えてありますし、これから今、会長がおっしゃられたようなことについても、さらに詳細に検討していきたいというふうに思います。例えば、受け入れを想定していない廃棄物というのは、先ほどご説明しましたように、分析調査、それからマニフェスト展開検査で、なおかつ、目視で見たりするわけで、そういうものもそうですし、あるいは放射能という問題もあって、弊社には放射能のゲートがございますので、100パーセント今廃棄物に放射能が含まれていた場合は受け入れしませんし、同様に六厩の処分場についても受け入れしないという方向で今は考えております。

【会長】

今の回答は色々な想定されるリスク、基本的な、例えば構造もそうですしいろんな影響、今考えていますが、その次に想定外と言われるような範囲の問題も含めて、いろんなリスク対応を今のうちに考えられるという、そういった理解でいいですか。

【事業者】

はい。

【委員】

少し他の先生と同じような感じになるなと聞いていて思ったのですが、地域特性に関して検討が十分ではない感じがします。私は浸出水の処理施設の方で少し気になったのですが、まず温度条件、それから水施設なので凍結とか、配管の凍結とかその辺を基本的なところですが、考えられていらっしゃるのか、その対策を取られていらっしゃるのかということですね。あとは、浸出水は雨水に対する浸出水の処理ってことになるので、冬季は雪なので、しばらくそういう雨水が少なくなるわけで長期にわたって浸出水が少なくなる時とか、あるいはたくさん雨が降った時、融雪時期もそうですが、急激に増えた時とか、全然、流入の水質も水量も安定しないという状態になるというのが予想できるのですが、そういう中でメインが生物処理で処理されるみたいなのですが、安定して行うための工夫とか対策、そういうことの検討が必要だと思います。

【事業者】

今委員がおっしゃられた温度ですとか、凍結については当然、事業計画書の中で施設構造について述べさせていただいております。当然氷点下20度近くになるという地域であることは、もうこの計画を進める時にわかっておりましたので、冬季間の安全対策については考えておりますし、今ご意見もいただきましたので、再度、これからそれで本当に対策がいいのかどうかということも検討していきたいというふうに思っております。

【委員】

よろしく申し上げます。

【会長】

方法書について、先ほども申し上げましたが、まず地下水の水質に関してですが、調査では6-8になりますが、調査地点は事業区域内の2地点になってはいますが、事業区域外ではできないのですか。

要は事業区域内で閉じるのではなくて、周辺に対して影響がどうかということ考えた時に、事業区域外についての評価、影響というのはやはり考えて、要するに出さないから

問題ないというのはなくて、実際の問題としては、モニタリングしたとしてもすり抜ける物質も当然出てくるわけです。何かもしもの時に、色々な物質が漏洩した場合ですが、そういったことも含めて、やはり事業区域外についての評価いうのもしていくべきだろうと考えております。

それから、地下水の調査地点の選定根拠というのを明確にした方が良いかと思えます。

よくありがちなのは、こういった調査では形式的に測られて問題ないという、そういったデータを示される場合もあります。そうではなくて、今回は特になぜそこで調査をしているのかということ、それによってその調査データが何を意味しているのかということ、そういったことを真剣に考えて提示するといったことが非常に大事で、そういった丁寧さが必要だろうと考えております。

調査地点の問題に関して、先ほども申し上げましたが、調査するにあたっては、この地層構造というのは既にボーリング調査で調べられているとは思いますが、我々も事業計画書、多分、皆さんほとんど見られてないと思うので、事業計画書と言われて、皆さん、多分不思議に思っている方がいっぱいられる。それは今どこかで公開されているのですか。

【事業者】

ホームページ上で期間を区切って縦覧しました

【会長】

しましたということで、我々は今見ることは出来ないということですか。

【事業者】

そうです。

【会長】

そうです、ですか。わかりましたが、困りました。いろいろな疑問を考えていく中で、そういった資料、説明されて事業計画書と言われると我々はどこを確認したらいいか、今ずっとみなさん、多分悩まれているとは思いますが、そういったものも我々の方に提供できるのであれば提供、それは少し別の話ですが、今申し上げたのは、その調査というものに対してちゃんと位置づけを明確にされた方がいいということです。

それがただ形式的にされるのではないということをはっきりとされた方がいいでしょう、ということです。

あともう一点は水収支解析だとか、途中では三次元地下水流動解析だとかで、移流分散の解析をされるのですが、解析に関しては、これはあくまで推定だという前提で、物事を見てください。要するに地盤のモデル化は岩盤層に入ったら難しくなってしまう。そういったところ、さらにはその水理パラメーターも当然、色々同定をして求めたという表現もありますが、その確からしさ、空間的なばらつきというのは非常に難しい。そういった前提があるということで解析を見てください。そしてその解析を踏まえた上で、実際に現場で取られたデータをしっかり見てという、そういった流れの基本的な考え方ですが、地下水に関しては特に目に見えないものに対してやるということで、そういった留意をしっかりとってください、という要望です。ということが、方法書に関して、地下水、土壌、地盤についてです。

先ほど専門委員からもありましたが、斜面の安定問題に関しては、それについても色々な地域の特長、先ほどの凍上問題もここで考慮しなければいけないのかどうか。そういった所の問題をどうしていくのか。色々な地盤パラメーターが必要になっています。その辺りの扱いに関して、廃棄物に対してはどういうパラメーターを設定していくことが妥当であるか、その辺りの根拠の明確なもの、そういったものを我々に提供していただく必要が

出てくる。要するに、これから先はそういった根拠、データの妥当性とか、そういったものがだんだん必要になってくると思っています。曖昧にせずにはっきりと見せていただきたいということです。

安定解析の中で、その外力条件をどうされているかとか、例えば遮水シート、地盤材料、あるいは岩盤との境界にベントナイトを入ったりしていますが、そこでの例えば水みちの問題とか、それによる安定性への影響とか、そういったものは実際どういうものなのか考えられるのか、考えなければいけないものではないでしょうか。

通常安定解析をされるという、その中で安定問題という斜面安定に関して、方法書には書いていなくて、事業計画書に多分書いてあるのだと思うのですが、その辺りの境界の問題、構造的な問題というのは、どういうふうにそこに考慮されているのかは少し気になりましたが、何かその辺でコメントいただけることがありますか。

【事業者】

遮水シート及び水みちの話でしょうか。

【会長】

いいえ、構造的な問題で、安定解析する時に、岩盤の上部の盛り土部分に対する安定解析だろうと思うのですが、例えば、その境界流みたいなのが生じた場合に、それはどういうふうに斜面安定の問題として考慮されるのか、技術的なので、委託先に聞いていただいて、話していただいても構いませんが。

【事業関係者】

安定計算ということ言えば、そこまでは考えていません。ただ数値解析の形で検討した中では、遮水シート等の構造を見ていただいている、そういったものについての検討はしておりません。

【会長】

その辺りはあまり考慮しなくても良いという、そういった見解でよろしいですか。

その遮水シートは、地盤にとっては異種材料との境界なので、よくそういう境界のところは問題になることがあるのですが、処分場に限らず問題になることは遮水シート等についてあるのですが、あまりそういったところの構造的なところまで考慮せずに、通常安定解析で評価される、そういう方針でよろしいのですか。

【事業関係者】

いわゆる緑本と呼ばれている設計容量に沿った形で安定計算を実施しつつ、その安定計算の中では、遮水構造などの異種構造物については検討していません。

【会長】

しなくていいのですか。

【事業関係者】

しなくていいということです

【会長】

しなくていい、ということになっているということですか。特に問題視されることもないということですね。これまでの経験で、そうですか、わかりました。

揚圧の話は遮水工、シートにかかる揚圧の話はこの中で評価するという話が出ていたのですが、その揚圧がかかった場合に斜面に対する影響負荷はかかるというふうに私考えて

いたのですが、そこは考慮しなくてよいということですか。

【事業関係者】

それはそれで、地下水の流れの中でみていく。

【会長】

斜面安定の外力評価はどうなっているのですか。
斜面の安定解析の外力は、何を与えているのですか。

【事業関係者】

地震力です。

【会長】

地震だけですか。揚圧は考えなくてもよろしいのですか。

【事業関係者】

揚圧は考えません。

【会長】

一方で、揚圧がかかる可能性があるかと。

【事業関係者】

それは遮水シートに対してということですか。

【会長】

対象は遮水シートから上部の盛土の範囲に対してなっていると思いますが。

【事業関係者】

遮水シートがあつて、その上部に空っぽの時に揚圧がかかったら遮水シートが破損する
といったことです。

【会長】

その廃棄物の存在そのものはいらないのですか、揚圧を考えるにあたって。

【事業関係者】

廃棄物が乗っかってしまったら 揚圧は考えなくてもよい。

【会長】

そのぐらいの揚圧だという理解でよいですか。

【事業関係者】

よいです。大体今まではそうでした。

【会長】

この場所もそういうことが想定されるということですか。

【事業関係者】

その辺りはこれから検討して、解析していきます。

【会長】

これから解析するということでわかりました。水圧の取扱いには十分注意してください。

【委員】

これ、かなりの大規模な埋め立て地になるので、他のところのデータというか、状況を教えていただければいいと思うのですが、まずこのような斜面を使うような大規模な埋め立て地が他にあるのかどうか。それからそういった場所で、水質、地下水とか色々なものを含めて、どのような挙動をしていて地下水に現れてないかどうかが、同じ方法をやっている、結果どうだったかという実証です。それから埋め立てたものに対する臭いですが、それも実際どうなのか、実際谷側に、ずっと下がると思うのですが、その辺りの臭いが出ているか出てないか、その他の地域で例を、次回でいいと思うのですが教えていただけたらと思います。これがいいのかどうかって何もわからないので、要するに、ほかの地域のデータを教えていただきたいと思います。お願いします。

【事業者】

なかなか、我々も何箇所かは見学に参っておりまして色々な管理型の処分場を見てきておるのですが、実際に斜面で作られているというところはあります。我々が今計画している243万m³のサイズ感については、大きいと思われる方もいれば、そうでないという考え方も実はあって、他社の例を出すとなかなか言いづらいのですが、1000万立米ぐらいの処分している管理型の処分場もございます。ですから、243万m³が大きいのか小さいかあるいは、どうかというのはそれはしっかりと管理していくということにはなるのですが、あと臭いですとか。あとは、何とおっしゃいましたか。

【委員】

地下水の水質とか。

【事業者】

それはですね、設計者の方が過去に何十社も設計しておりますので、その中で設計管理もしておりますので、水質については基準値以下ですというのはこれ当然の話でございますし、設計者の方が色々なところを見て参っておりますので、私たちは奥まで入っていくことはできないのですが、十分検討された中での設計ということをおもっております。

【委員】

次回できるだけデータで、資料でお願いできるとありがたいと、データでないとやはり言葉ではわからないので。

【事業者】

少し、設計者に代わってもよろしいでしょうか。

【委員】

代わるまでのことではないです、次回持ってきていただければと思うので。

【事業関係者】

出せない場合の方が多いです。各秘密事項になるので開示がなかなか難しいです。

【委員】

要するに企業秘密ということをお願いしたいのですか。

【事業者】

公表されている内容についてはお出しできますが、公表されていないものについてはできないと思います。

【委員】

公表されているものはよろしくお願いします。

【事業者】

はい。

【委員】

資料4で定性的に評価を行うといくつか出てきます。例えば植生について、定性的にといいると、この植物とこの植物とこの植物があるといった程度の予測ということで、やはり定量的にある程度示さないと少し評価について判断できないと思います。ですから、あまり、定量的にやってもなかなか精度がとれないこともあるかもしれませんが、定性的でいいという評価の仕方はやらないでほしいです。

【事業者】

分かりました。

【委員】

景観を担当しております。高山市からも景観をCGで示すようにと意見が出ていますが、最低でもこの今挙げられた景観のところでは何箇所か挙げている、高速道路パーキングエリアや白川街道など最低でもこれだけはCGを出してください。そして、そうなるかわかりませんが、30年後はどうなるかという予想のCGを出していただけたらありがたいです。

申し訳ありませんが、30年の計画ということで、今の事業者の幹部の方が30年後いられるかどうかはわからないと思いますので、どのように次の方に継承していくのか、その点を挙げていただく必要があると思います。失礼ですが、事業者が変わる場合もあると思いますし、それでも、この理念は繋いでいって欲しいという事業計画を提示していただきたいと思います。

【事業者】

30年後のことですが、シミュレーションは行います。

また、事業継承については、たぶん30年後は年齢も年齢ですので、おそらく誰かに継承をしていると考えますが、一方で、この事業は20数年前から計画してきたもので、そういう思いを持って行うつもりですので、そう易々と何か変えとかいうことはなく、こうした思いを繋げていくつもりです。

【委員】

今、ご説明がありましたが、20数年前から計画してこられ、30年後というと50年繋ぐということになります。反対にそうした思いを示していただいた上で継承していただく。私達は、約3年前はコロナなどありませんでしたが、これだけ世の中が変わってきています。どうして施設を作ったのか、どうしていきたいのか、30年後には森はどのようにして返すのか。それは途中で変わることもあると思いますが、ぜひとも次の説明の際に私たち委員に話していただけるよう望みます。

【事業者】

30年後の姿をご説明するというのでしょうか。

【委員】

今の思いを将来につなげていく必要がありますし、ここで皆さんと議論して審議したことです。事業者の方に20数年前からの思いがあるということですので、それを、今示していただきたいと思います。現時点では上手く事業が進むと言っても、事業者が変更することもありますし、従事する人が変わり、「そんなこと知らないよ」と言われることがあってもいけないので、事業者としての、特に経営者の方の思いを繋いでいくということを示していただくことを望みます。

【事業者】

確認したいと思います。

【委員】

今のご説明を聞いて思ったのですが、令和38年まで埋立てをして、その後は植林などで復元されるということです。令和38年の埋立てが終了した後、この場所は廃棄物の受け入れをしなくなると、会社にとっては利益を生まないものとなりますが、その後は、土地の所有者としての責任でという話でした。利益を生まなくても、この場所は所有し続けた上で、管理にも責任を持ち続けるということですか。

【事業者】

そのように考えています。

【委員】

質問にも書かせていただきましたが、別荘地の所有者などから了解を得られていますかということに関しては、了解を得られていないという話もあります。

今回の予定地の特にケベックの森の南側に伸びている部分は、そこを取り巻くように覆土仮置き場が作られるということで、せっかく別荘に来たのに、周りに土砂が置いてあるような状況になって、非常に別荘所有者としては何のために購入したのかという話にもなると思いますが、環境影響評価とは別の話になるとは思いますが、こうしたことに対する補償の考え方は何かお持ちですか。

【事業者】

現状では、特に補償については考えていません。ただし、これから話し合いはしていきたいと思っています。私たちは話し合いをする用意はございますので、皆様と話し合う場を設けていけたらなと思っています。

【委員】

私も高山に10年住んでおり、この辺は好きな場所で何度か行きました。今回、方法書を送っていただき2回ほど現地を見に行きました。住んでいたのが20年近く前ですので、ここに来たことを思い出しながら見てきたところです。生物に関する調査範囲についてお聞きしますが、拝見すると荘川町がかかっているような場所、そこに住んでいる昆虫が1,732種ということで「岐阜県昆虫目録3」まで参照されていますが、現在「目録4」まで出ていますので、またご覧ください。そこで調査範囲というのは、建設する場所のみか、荘川町全域を調査の対象にするのか今後調査される範囲を教えてください。

処理場を作る範囲に限るのか、荘川町清見町全体ではないと思いますが、ある程度その周辺も調査するのかということです。

【事業者】

調査項目によって調査範囲を決めておりますので、それに従って実施します。

【委員】

動植物に関しては、調査範囲について明確なものを探すことができませんでしたが、谷と言いますか、フェンスが向いている北斜面の辺りの調査を行うということでしょうか。

【事業者】

方法書の6-38ページに調査範囲を示しております。

【委員】

ゴミ処分場の周辺までということ、山の南側の斜面は範囲に入らないということですか。南側の谷筋辺りをこの前見てきましたが、処分場の辺りはフェンスも出来ていましたし、ケベックの森の方も関係者以外立入禁止となっていましたので中には入っていませんが、ここで工事することによって周辺に住む鳥や哺乳類などは、騒音等でしばらくこの場所を離れるだろうと思います。特に昆虫は、小さいのであまり遠くまで移動はできないので、影響がどの辺まで広がるのかなと思います。南側の沢辺りは希少種が多い場所ですので、何か影響が出ていないかということも調べていただければと思います。

【事業者】

検討したいと思います。

【委員】

よろしく願いいたします。猛禽類の調査だとその辺りまで入っていますので、猛禽類の調査をされるのであれば、一緒に昆虫の方も見ていただければと思います。

【委員】

大気質の担当です。方法書の方では、六厩のアメダスの結果をお示しされていますが、六厩の地形からして東西に広がっているので、東風が非常に多くて、また高速道路が南北に通っていて、その西側にあるので、多分、今度の建設予定地とは少し違った予測になっていると思います。

それで、現地調査をしっかりと行われると思いますけれども、その気象要素についても地形とか、標高差による空気の流れを考慮して、大気質や悪臭の影響評価を行う必要があるのではないかと思います。資料4のスライド2に書いてあるように、やはり地形の特徴が非常にあると思うので、その辺りもしっかり調査していただければと思います。

そして、地元住民の方のご意見で、悪臭について、とても懸念されているご意見がたくさんお見受けされますので、説明できるような、データを添えて調査をしていただければと思います。

【事業者】

承知いたしました。

【委員】

短く言いますけれど、この地域は最初に申し上げたように、活断層の密度の高い地帯です。その影響を出来るだけ最大限考えて、どのような影響があり得るか、地震動があった時にどうなるかというのを検討してください。

そして、いわゆる大雨です。最近の大雨があった場合に、どの地域にいわゆる洪水、土石流等が発生しうるのか、それがこの施設に対してどのような形の影響を与えるかです。

それから深層崩壊、これも国土交通省のデータによると、ここはかなり危険地帯になっています。この上の方が。それが起こった時、どうなのか、このあたり、きちんと検討されたいと思います。少しそのあたりが怖いと思います。正直、先程会長が言われましたが、想定外っていうのは基本的には、責任逃れになってしまうので、だからあらゆることを考えて、対応していく必要があります。でも実際にはそれでも起こってしまうと思うのですが、そういうことが起こらないように、起きても、何とかするように検討していただけたらと思います。

あと、それこそ日本一の寒冷地、豪雪地帯です。その影響もまだ十分検討されていないような気がします。排水管が詰まるとか凍結するとか、抜け上がりとか、いろんな現象が起こりうる場所ですので、やはりこの地域の特性をもう少ししっかり議論、検討されて提示されるといいのかなという気がします。個人的には怖い場所だなという気がいたします。

【事業者】

十分検討したいと思います。

【委員】

電波障害が担当ですが、今回は電波障害については特に意見は無いのですが、一点気になったのは先ほどの資料6の遮水シートの破損等についてです。資料4の施設構造についてですが、地下水の排水設備の放流は、そのまま放流となっているのですが、こちらの方はモニタリングが必要ではないのかということが気になります。遮水シート等が破損して、汚染されることもあるので、放流するものはやはりモニターした方が良くはないか。あるいは地下水を色々なところでみたほうが良いと思います。

もう一点は先ほど他の委員からご意見がありましたが、やはり定性的にという言葉の使い方が散見されるのが私も気になります。私は工学部なので解析等を行います、やはりモデルだけでは精度が出ないので、ミニマックスとか振れ幅等を考慮して、色々な実測値等から評価、検証して、その精度が高いかどうかを予測ということを定量的に行うこととした方が良くないかと思えます。

あと最後は、環境アセスに関係するか分からないのですが、先ほど他の委員からもありましたが、やはり地域の特性ということで資料2の、住民等意見概要報告書の中でみると、地域の住民の方との意見交換がまだ十分ではないのかなということが気になりますので、方法書に加えるべき項目に、もう少し色々な方のご意見を盛り込まれた方が良くないかと思えました。

【事業者】

そのまま放流というのは雨水ですとか、浸出水に触れていないのでそのまま放流ということにしてありますが、先ほどのご意見にありましたが、遮水シートの、万が一の時の対策も実は検討しておきまして、その辺りのことを再度詳しく検討していきたいと思えます。

あと定量的というご意見もございましたので、その点も検討します。

それから地域の特性としての、話し合いということでございますが、私たちもそれは望んでいないわけではございませんので機会を設けて今後進めていきたいと思えます。

【委員】

動物を担当しています。直接アセスの内容と関係ないのですが、平面図を見ますと、敷地の境界が囲ってある地図があるのですが、動物相のことを少し考えたときに、フェンスをすべての境界地域を囲むのか、そうでないのかをお知らせください。

【事業者】

全て囲みます。

【委員】

もし内部にいた動物が囲われてしまった場合に、外部との遮断、行き来ができなくなるということが想定されるのですが、そのあたりの対策をどう考えたうえでのフェンシングを想定されていますでしょうか。少し先のことなのですが。

【事業者】

技術的なことですので、設計士の方からよろしいでしょうか。

【事業関係者】

まず、外周のフェンスについては、それなりに隙間を作ってもいいのですが、処分場の周辺、要するに埋め立て施設の周辺には廃棄物処理法の法律の中でみだりに人の立ち入らない構造になっていますので、そこは完全に閉鎖されます。全体の地域で見たら、外側はもっと緩いフェンスでいいので、立入防止柵と言いながら、動物の出入りができるようには考えてもいいのかなと思います。

【委員】

まだ先のことですので、もっと広大な処分場でもフェンシングしていると思いますけれども、どんな対策をされているのか、少し情報収集して、またお考えいただければと思います。

【事業者】

承知いたしました。

【会長】

資料6に関連していくつかお尋ねしてよろしいでしょうか。資料6の1の事業特性の(2)で、硫化水素等の有害ガスが発生するという記載があります。今回の影響評価項目としては、これはおそらく、廃棄物の存在・分解に関して、大気質のところをどうするかみたいなことも出てくるかと思います。その評価はいかがでしょうか。

【事業者】

評価します。

【会長】

わかりました。では、そこは丸に修正されるということでしょうか。

【事業者】

水銀については入っておりますし、硫化水素については、悪臭のところに対応する予定です。

【会長】

方法書の5の2ページの表5.2-1の、大気質の欄で人の活動、廃棄物の存在・分解のところは丸に修正されるということでしょうか。

【事業者】

悪臭でやる予定です。

【会長】

大気質ではなく、悪臭でやるのですか、この場合は。両方ではなく、片方で十分なのでしょうか。

【事業者】

悪臭のみです

【会長】

わかりました。それから、もう一つは、今の資料6の裏面になりますが、地域特性の(6)ですが、私の知る限り、概況調査区域には簡易水道があったと聞いていたのですが、何もその水利用は、確か簡易水道は湧水か地下水か記憶は定かでないのですが。概況調査区域、今回の事業区域の向かい側、高速道路を挟んで向かい側になると思うのですが、その六厩川の方に高山市の簡易水道があった記憶があるのですが、それはないのででしょうか。

今回の評価に直接かかわらないと思うのですが、要は、水の利用、地下水の利用状況というので、(6)のところは河川水源地の存在とありますが、申し上げたいのは、周辺の水利用状況を明確に調べてほしいということです。

【事業者】

それは調査します。

【会長】

されるということですね。今のところ何か把握されていることはないのでしょうか。方法書にはその辺り、一切記載がなかったと記憶しているのですが、方法書の段階で大体、概況的に色々な情報集められたと聞いていたのですが、そうでもないのでしょうか。例えば、簡易水道ぐらいはすぐ出てきたと思いますが、それもなかったのでしょうか、それが地下水か湧水かは、記憶が定かではないのですが。申し上げたいのは、先ほどの地域特性にもあるのですが、皆さんが水環境という非常に懸念されている問題に対して、現在どのように水利用がされているかということは、しっかり、もれなく調べていただくというのは大事だと思います。それに対してどういう影響が出るのかということ、それが事業区域内とかではなくて、もう少し広げて、水というのは基本的にはつながっているという、範囲を広めて、どのような水利用を、河川、小河川とかもそうですし、地下水、湧水もですが、どういった水利用を、あるいは、さらにもう少し言えば、水文化や、水と暮らしに関してどのような地域であるか、そのような点を配慮して、しっかり情報収集に当たっていただきたいです。現時点ではまだ情報はないということでしょうか。

【事業者】

はい。

【会長】

情報がないことに何か理由があるのでしょうか。調べ尽くしてないということでしょうか。

【事業者】

そうです、はい。調査していきます。

【会長】

そういう情報というのは十分に調べて、ここの場に来られるかと私は思っていたのです

が、わかりました。

基本的には、この資料6に記載されていることは、ご検討いただきたいということになると思うのですが、これに関して委員の先生方、何かご発言ありますでしょうか。

自然由来の重金属についてはどうお考えでしょうか。既往ではないですか、近隣の自動車道とかいろんな工事がされていますね。色々な、これまでのアセスの対象になった地域もありますし、そういったところで重金属類というのは、まだ自然由来のものは出てないという見解ですか。その情報はどうですか。結構この辺りでも、自然由来のヒ素が出るとかそういう話を聞いておりますが、どうでしょうか。

【事業者】

近くというのは、この事業計画地の近くでしょうか。

【会長】

事業計画地において、それは懸念されないのでしょうか。自然由来が出る可能性について、今、黄鉄鉱の存在というのが出ていますので、黄鉄鉱にも色々あろうかと思うのですが、そういった自然由来のヒ素が出る可能性というのはどうなのでしょうか。何かご見解ないでしょうか。

【事業者】

可能性は低いと考えております。

【会長】

調べられるかどうかという話です。一応、情報としては整理されるのですか。

【事業者】

土壌の中で調査します。

【会長】

環境項目の土壌の中で調べられるということですね。

【委員】

もし、ヒ素が含まれている土壌が出たとしたら、中断して考え直す、あるいはその汚染土壌の対応、処理方法を別個に考えなければいけないと思います。そういうプロセスもあるかも知れないということ考えたほうが良いと思いました。

【会長】

皆様のご意見に今後ご対応されるという事業者の見解と理解しました。すべてイエスと言っていると思いますので、次回色々な情報を出されると期待しております。他に意見がございましたら、全体を通じてよろしいでしょうか。

それでは、私から感想を申し上げてよろしいでしょうか。

今回、処分場は我々も初めての審査というのがありますし、色々わからない点もあります。一方では、処分場という、非常に神経を使う事業だというふうに考えております。

そうすると、環境アセスの通常のアセスは当然しますけれども、そこに何か事業者側としてももう少し踏み込んだ検討というのをされると、より周りの方に説明がしやすいのではないかと思います。もう少し違う言い方をしますと、多くは問題がないという答え、表現をしたがるのですが、こういった問題については課題があるがそれに対してはこういう対策をする、あるいはこれについては非常にリスクは低いけれども可能性は残るのでこういう対応をしていく、これは明らかに問題は発生しない、そういったところの表現というの

は非常に大事になっていくのではないかという感想を持っております。要するに曖昧にしないでほしいということです。

それに基づいて我々は引き続き、またこの場で審議をしていきたいと思っておりますので、本日、事業者の方の説明は少しそこが疑問点です。正直なところ、今回の回答に対しては、もう少し踏み込んだ回答を期待しておりました。次回以降はもう少し我々の質問に対して、色々と具体性を持った表現で回答いただくことを今後期待しておりますというのが、感想でございます。

その他よろしいですか。事務局は特によろしいですか。

それでは、まだまだご意見あろうかと思いますが、今回いただいた意見、これまでいただいた意見について、また皆さんに今一度考えていただいて、また追加でご意見ございましたら、事務局の方までお知らせいただきたいと思います。

事務局の方で本日のご意見、審議内容を踏まえて、それを整理いただきますので、またこの審査会の方に提出をいただくことになります。

今回は、本日は比較的自由なということで、その様に申し上げましたが、とにかく皆さんの感じたことをまずこの場に出していただきたいと思いますということでございます。これから、それに基づいて整理をして議論を深めていくという流れになってまいりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

今後はそのような形で、今日は本当に非常に自由な場ではあったのですが、次回以降、議論を深めていきますので、ご了解いただきたいと思いますと思っております。

それでは、次回の開催時期について、改めて事務局から日程調整をさせていただきますので、また皆様にはよろしくお願ひいたします。